

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

平成21年4月1日
独立行政法人物質・材料研究機構

独立行政法人物質・材料研究機構の職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

(1) 計画期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

(2) 内容

目標1 計画期間内に、育児に係る特別休暇について、対象範囲を拡大する。

<対策>

平成21年度～ 育児に係る特別休暇について、対象範囲拡大に向けての検討開始

平成23年度～ 新制度の実施
イントラネットを通じて職員へ制度の周知

目標2 配偶者の分娩に伴う入退院時の付添いのための特別休暇について、対象となる男性職員の計画期間内における休暇取得率を50%以上とする。

<対策>

計画期間中 イン트라ネットを通じて職員へ制度の周知

目標3 計画期間内に、介護休業について、休業可能期間を延長する。

<対策>

平成21年度 介護休業について、休業可能期間延長に向けての検討開始
新制度の実施
イントラネットを通じて職員へ制度の周知